

一般財団法人愛知県バスケットボール協会 通報専用窓口設置規程

〔趣旨〕

第1条 この規程は、一般財団法人愛知県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）がバスケットボールにおける暴力・暴言等の不適切行為に関する通報に対応するため、通報専用窓口（以下「本窓口」という。）の設置・運用に関することを定めるものとする。

〔対象者・対象行為〕

第2条 本窓口は、倫理規程第2条第1項に定める者（以下「対象者」という。）によるバスケットボールにおける暴力・暴言等の不適切な行為（以下「対象行為」という。）を対象とする。

〔通報者〕

第3条 本窓口を利用できる者（以下「通報者」という。）は、対象者の対象行為による被害者、被害者の家族又は代理人、並びにその関係者とする。

- 2 通報者は、その氏名、連絡先を明らかにしなければならない。
- 3 通報者は、通報内容に関し、対象者の情報、被害者の情報、対象行為及び関連する情報を明らかにし、対象行為に関する証拠・資料を示すように努めなければならない。

〔利用方法〕

第4条 本窓口の利用方法は、本協会ウェブサイト上のウェブフォーム、または相談・通報窓口専用の電話によるものとする。

〔窓口業務〕

第5条 本窓口は、通報者の氏名、連絡先、対象者の氏名及び通報内容の概要を把握し、対象行為があったと認められる相当な根拠をできる限り収集するよう努める。

- 2 本窓口は、前項の情報収集の結果を踏まえて、通報内容、証拠関係を勘案し、調査の要否を裁定委員会および規律委員会に答申する。
- 3 裁定委員会および規律委員会は、前項の答申を受け、懲罰手続の開始が必要と判断した場合には、本協会裁定委員会、規律委員会、もしくは本協会裁定規程第17条第2項および第27条第3項、又は規律規程第17条第2項および第28条第3項に定める担当機関に付託するものとする。
- 4 本窓口は、通報内容の秘密保持に配慮し、通報者、被害者及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めなければならない。

5 通報者の連絡先が確保できること等によって、第1項及び第2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本窓口は、当該通報に対応することを要しないものとする。

〔窓口担当者〕

第6条 本協会は、本窓口の業務の担当者に関し、中立性、公平性、専門性に配慮し、配置するよう努めなければならない。

〔情報の保護〕

第7条 本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、本窓口に寄せられた通報にかかる事実（通報者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

2 前項にかかわらず、本協会は、懲罰手続に必要な範囲で、関係団体その他第三者に対して、通報内容に係る情報を開示することができる。ただし、当該情報を開示された団体等には、前項と同様の守秘義務を課すものとする。

〔不利益取扱いの禁止〕

第8条 本協会は、通報窓口を利用したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

〔周知〕

第9条 本協会は、本窓口の利用方法及び連絡先等について、ウェブサイト、SNS等により周知徹底しなければならない。

〔結果の開示〕

第10条 本協会は、通報について必要な対策を講じた場合、被害者又はその親権者からの請求に応じて、その対応の結果のみを開示する。

2 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

〔改廃〕

第11条 この規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

〔附則〕

1 この規程は、2025年6月17日から施行する。